

南武線連立関係事業用地取得関連業務委託特記仕様書第4条第1号で規定する契約期間中に依頼を行う画地等については、以下のとおりを想定しています。

数量等については、変更となることがありますので、参考としてご検討願います。

○移転工法はすべて構外再築工法と認定される画地である。

○用地補償総合技術業務費積算基準（H23.12.22 付国土用第27号地価調査課長通知（最近改正 R6.3.8 付国不用第74号））（以下「総合技術積算基準」という。）中、表1の区分Aに該当する画地はない。

○総合技術積算基準表2の区分B・ロに該当する画地は5画地と想定する。

○総合技術積算基準表2の区分B・ハに該当する権利者は80権利者程度と想定する。

○総合技術積算基準表2の区分B・ニに該当する画地は116画地と想定する。

○総合技術積算基準表2の区分B・ホに該当する画地はない。

○南武線連立関係事業用地取得関連業務委託共通仕様書（以下「仕様書」という。）第31条第1号で規定する打合せは、192回程度と想定する。

○仕様書第31条第2号で規定する立会いは、200回程度と想定する。

○木造建物は107棟と想定する。

○木造建物の用地調査点検等技術業務費積算基準（以下「調査点検積算基準」という。）表5-1の区分はほぼすべて木造建物Aに該当すると想定する。

○木造建物は建物延べ面積が130㎡未満のものが90棟程度と想定する。

○木造建物は建物延べ面積が200㎡以上のものが2棟、最大のもので250㎡程度と想定する。

○非木造建物は9棟と想定する。

○非木造建物の調査点検積算基準表 5－6 の区分はほぼすべて非木造建物 B に該当すると想定する。

○非木造建物は建物延べ面積が 2 0 0 m²未満のものが 8 棟、最大のもので 2 5 0 m²程度と想定する。

○付帯工作物の調査点検積算基準表 6－7 の区分は、住宅敷地 A で 1 5 0 m²未満のものが 1 0 0 戸程度、最大のもので 4 5 0 m²程度と想定する。